



愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年11月10日金曜日 第459号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定自立支援医療機関の指定.....（障がい福祉課）...1229

大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）...1229

地籍調査の成果の認証.....（農政課）...1230

県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....（農地整備課）...1231

地域森林計画案の公表.....（林業政策課）...1231

地域森林計画の変更案の公表（4件）.....（ " ）...1231

急傾斜地崩壊危険区域の指定.....（砂防課）...1231

建築士の免許の取消し.....（建築住宅課）...1231

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可の申請の概要.....（東予地方局四国中央保健所衛生環境課）...1232

指定道路の指定.....（東予地方局四国中央土木事務所）...1232

指定障害福祉サービス事業の廃止.....（中予地方局地域福祉課）...1233

開発行為に関する工事の完了（2件）.....（中予地方局建築指導課）...1233

道路の区域変更（県道大洲野村線）.....（南予地方局大洲土木事務所）...1233

道路の供用開始（ " ）.....（ " ）...1233

道路の供用開始（県道論田袋口線）.....（ " ）...1234

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....（選挙管理委員会）...1234

政治団体の届出事項の異動の届出.....（ " ）...1234

政治団体の解散の届出.....（ " ）...1236

資金管理団体の指定の届出.....（ " ）...1236

資金管理団体でなくなった旨の届出.....（ " ）...1236

告 示

○愛媛県告示第1157号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
マイ薬局 大洲店	大洲市東大洲84-1	株式会社大田薬品	大洲市東大洲77-2	代表取締役 大田 陸 生	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年10月1日
ウイング薬局 伊予上野店	伊予市上野1462番地10	株式会社ウイング薬局	松山市樽味四丁目3番14号	代表取締役 安藤 雅 人	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年11月1日
三崎薬局	西宇和郡伊方町三崎1519番地	株式会社アポリード	八幡浜市大平1番耕地774番地5	代表取締役 井上 貴 博	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年11月1日
光琳堂薬局中秋店	新居浜市本郷三丁目4番23号	株式会社Alkana	松山市高岡480-13	代表取締役 河村 卓 哉	薬局（育成医療・更生医療）	令和5年11月1日

○愛媛県告示第1158号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出日
フジ藤原店	松山市藤原二丁目8番1外	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリングほか4者	株式会社フジ・リテイリングほか5者	令和5年10月26日	令和5年10月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1159号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出日
フジ藤原店	松山市藤原二丁目8番1外	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	5,657平方メートル	6,720平方メートル	令和6年6月27日	令和5年10月26日
		駐車場の位置及び収容台数	317台	398台		
		駐輪場の位置及び収容台数	182台	205台		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後8時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1160号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
松山市	玉谷地区	平成30年度から令和4年度まで	松山市(玉谷地区)の地籍図及び地籍簿
宇和島市	下畑地の第12	令和3年度から令和4年度まで	宇和島市(下畑地の第12)の地籍図及び地籍簿
松前町	浜(新立)第2地区	令和3年度から令和4年度まで	松前町(浜(新立)第2地区)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日
令和5年11月10日

○愛媛県告示第1161号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、新居浜市萩生地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業(ため池等整備事業・宮ノ谷大池地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間
令和5年11月13日から12月11日まで
- 縦覧場所
新居浜市役所本庁

○愛媛県告示第1162号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、中予山岳地域森林計画を立てたいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の案を中予地方局農林水産振興部久万高原森林林業課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1163号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、肱川地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局農林水産振興部八幡浜支局森林林業課及び肱川流域林業振興課において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1164号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、東予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を東予地方局農林水産振興部森林林業課及び四国中央駐在(四国中央森林林業振興班)において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1165号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、今治松山地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を中予地方局農林水産振興部森林林業課及び東予地方局農林水産振興部森林林業課今治駐在(今治森林林業振興班)において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1166号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第5項の規定に基づき、南予地域森林計画を変更したいので、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を南予地方局農林水産振興部森林林業課及び愛南駐在(愛南森林林業振興班)において告示の日から30日間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1167号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局及び市役所において縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

和霊5-3地区

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線、標柱10号と急傾斜地崩壊危険区域の指定(平成6年11月愛媛県告示第1197号)和霊北の項で指定した標柱13号を結んだ線、同項で指定した標柱13号、標柱12号、標柱11号、標柱10号、標柱9号及び標柱8号を順次結んだ線及び同項で指定した標柱8号と次に掲げる地番の土地に存する標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市町		字	地番	標柱
宇和島市	和霊町	梶ヶ谷池ノ奥	1517番17	1号
			1517番	2号
			1519番2	3号、4号、5号
			1529番	6号
			1900番1	7号
			1530番	8号、9号
			1542番	10号

○愛媛県告示第1168号

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村 時 広

免許の 取消 年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の 取消し の理 由
	氏 名	二級建築士又は 木造建築士の別	登録番号	
令和5年 8月11日	向 井 金 正	二級建築士	愛媛県知事登録 第3933号	死亡による

○愛媛県告示第1169号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県四国中央保健所及び四国中央市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県四国中央保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

リンテック株式会社
東京都板橋区本町23番23号
代表取締役社長 服部 真

2 事業場の名称及び所在地

リンテック株式会社三島工場
四国中央市三島紙屋町2番46号

3 特定施設に関する事項

(1) 濾過施設No.4 V F

特定施設の種 類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第1第64-2号口 濾過施設	
特定施設の能 力	1日当たり2,400m ³	
工事の着手予定年月日	令和6年1月4日	
工事の完成予定年月日	令和6年2月23日	
使用開始の予定年月日	令和6年2月24日	
特定施設の使用時間間隔	連 続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無 し	
特定施設か ら排出され る汚水等の 汚染状態の 値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.8~7.8 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 50
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 400 最大 600
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 20 最大 30
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 3 最大 5

生物学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常	30
	最大	43
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	60
	最大	65

4 汚水等の処理施設に関する事項
変更なし

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
総排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6.4~7.9 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 35 最大 50
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 30 最大 45
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 14 最大 20
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 3
	生物学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 23 最大 32
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常	16,950
	最大	19,580

備考 この他に雨水排水口が13箇所ある。

○愛媛県告示第1170号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

令和5年11月10日

愛媛県東予地方局長 客 本 宗 嗣

1 指定道路の種類

建築基準法第42条第1項第5号

2 指定年月日

令和5年10月30日

3 指定道路の位置

四国中央市妻鳥町字下智々古487番3の一部、487番4の一部及び487番9

4 指定道路の延長及び幅員

(1) 延長 34.42メートル

(2) 幅員 4.70メートル

○愛媛県告示第1171号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和5年11月10日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3821500307	株式会社トピシエル	愛媛県伊予郡砥部町重光165番地1	林 紗友理	共同生活援助	グループホーム トピシエル	愛媛県東温市松瀬川1592-12	令和5年9月30日
3811000037	社会福祉法人 伊予市社会福祉協議会	愛媛県伊予市米湊723番地1	上 本 昌 幸	重度訪問介護	伊予市社協居宅介護事業所	愛媛県伊予市米湊723番地1	令和5年10月31日

○愛媛県告示第1172号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月10日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第24号 令和5年10月30日	伊予郡砥部町高尾田638番2、639番1、642番1、642番2、642番3、642番4、642番5、642番6、642番7、642番8、642番9、642番10、642番11、642番12、642番13、639番1地先里道・水路	松山市来住町1074番地8 愛花宅建 岡 花 良 一

○愛媛県告示第1173号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月10日

愛媛県中予地方局長 馬 越 祐 希

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
5中局建（開）第25号 令和5年10月30日	伊予郡砥部町拾町62番、63番、63番地先里道	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴エム・シー 代表取締役 西 岡 大

○愛媛県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字上窪甲53番地5地先から 同町大竹字上ノ山乙61番地4地先まで	旧	メートル 7.7～7.9	キロメートル 0.130	
			新	7.7～14.9	0.130	
"	"	大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙1番14から 同町菅田字漆谷乙825番2まで	旧	5.3～13.1	0.210	
			新	6.0～13.1	0.210	

○愛媛県告示第1175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	大洲野村線	大洲市菅田町大竹字上窪甲53番地5地先から 同町大竹字上ノ山乙61番地4地先まで	令和5年11月10日
"	"	大洲市菅田町大竹字入道ヶ谷乙1番14から 同町菅田字漆谷乙825番2まで	"

○愛媛県告示第1176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年11月10日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	論田袋口線	喜多郡内子町立山2790番2から 同町立山2544番2まで	令和5年11月10日

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第72号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和5年11月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
今治の明日を語る会	徳永繁樹	高橋悦子	今治市天保山町三丁目1-3	令和5年10月6日
大西ゆきえ後援会	大西幸江	東秀彦	越智郡上島町岩城4780	令和5年10月10日
高須賀けいじ後援会	山内浩二	高須賀数馬	東温市田窪1328-1	令和5年10月16日
たかの正志後援会	鷹野正志	丸山仁美	南宇和郡愛南町御荘平城2089	令和5年10月30日

○愛媛県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和5年11月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚岩男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党愛媛県歯科医師支部	橋本成人	代表者	橋本成人	岡本幸一	令和5年7月1日
		会計責任者	近藤一雄	三宅修司	
自由民主党愛媛県伊予郡第一支部	松下行吉	政治団体の名称	自由民主党愛媛県伊予郡第一支部	自由民主党愛媛県伊予郡第三支部	令和5年10月1日

自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第二支部	戒能潤之介	政治団体の名称	自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第二支部	自由民主党愛媛県松山市第五支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第三支部	三宅浩正	政治団体の名称	自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第三支部	自由民主党愛媛県松山市第九支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第四支部	松尾和久	政治団体の名称	自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第四支部	自由民主党愛媛県松山市第十六支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第五支部	帽子大輔	政治団体の名称	自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第五支部	自由民主党愛媛県松山市第十支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第六支部	川本健太	政治団体の名称	自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第六支部	自由民主党愛媛県松山市第七支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第七支部	山崎洋靖	政治団体の名称	自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第七支部	自由民主党愛媛県上浮穴郡第一支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第八支部	岡田教人	政治団体の名称	自由民主党愛媛県松山市・上浮穴郡第八支部	自由民主党愛媛県松山市第十四支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県今治市・越智郡第一支部	福羅浩一	政治団体の名称	自由民主党愛媛県今治市・越智郡第一支部	自由民主党愛媛県今治市第五支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県宇和島市・北宇和郡第一支部	中畑保一	政治団体の名称	自由民主党愛媛県宇和島市・北宇和郡第一支部	自由民主党愛媛県宇和島市第二支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県宇和島市・北宇和郡第二支部	毛利修三	政治団体の名称	自由民主党愛媛県宇和島市・北宇和郡第二支部	自由民主党愛媛県北宇和郡第一支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県宇和島市・北宇和郡第三支部	高山康人	政治団体の名称	自由民主党愛媛県宇和島市・北宇和郡第三支部	自由民主党愛媛県宇和島市第四支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県大洲市・喜多郡第一支部	岡田志朗	政治団体の名称	自由民主党愛媛県大洲市・喜多郡第一支部	自由民主党愛媛県喜多郡第一支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県大洲市・喜多郡第二支部	西田洋一	政治団体の名称	自由民主党愛媛県大洲市・喜多郡第二支部	自由民主党愛媛県大洲市第一支部	令和5年10月1日
自由民主党愛媛県伊予市第一支部	大西誠	政治団体の名称	自由民主党愛媛県伊予市第一支部	自由民主党愛媛県伊予市第二支部	令和5年10月1日
自由民主党今治支部	福羅浩一	主たる事務所の所在地	今治市北日吉町一丁目11-10	今治市別宮町二丁目4-20	令和5年10月12日
		会計責任者	廣川 匡	村上 信太郎	
立憲民主党愛媛県総支部連合会	白石洋一	会計責任者	矢野尚良	渡部 昭	令和5年10月17日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	新	旧	異 動 年 月 日
石井みどり愛媛県後援会	橋本成人	代 表 者	橋本成人	岡本幸一	令和5年7月1日
		会 計 責 任 者	近藤一雄	三宅修司	
愛媛県歯科医師連盟	橋本成人	代 表 者	橋本成人	岡本幸一	令和5年7月1日
		会 計 責 任 者	近藤一雄	三宅修司	
西村まさみ愛媛県後援会	橋本成人	代 表 者	橋本成人	岡本幸一	令和5年7月1日
		会 計 責 任 者	近藤一雄	三宅修司	
山田宏愛媛県後援会	橋本成人	代 表 者	橋本成人	岡本幸一	令和5年7月1日
		会 計 責 任 者	近藤一雄	三宅修司	
池田栄次後援会	池田栄次	会 計 責 任 者	渡辺比奈子	池田ヨリ子	令和5年9月29日
政治結社国命会	渡部善朗	主たる事務所の所在地	松山市石手白石甲73-5	松山市立花一丁目10-46	令和5年10月17日

○愛媛県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和5年11月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
中川真之介後援会	松原篤材	令和5年1月1日

南予政治経済研究会	中川 鹿太郎	令和5年1月1日
石井みどり愛媛県後援会	橋本 成人	令和5年10月3日
西村まさみ愛媛県後援会	橋本 成人	令和5年10月3日
西原司とみんなでダッシュの会	高橋 督佳	令和5年10月19日
森しげよし後援会	森 重 嘉	令和5年10月24日

○愛媛県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。

令和5年11月10日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
徳永 繁 樹	今治市長	今治の明日を語る会	今治市天保山町三丁目1-3	令和5年10月6日
大西 幸 江	上島町長	大西ゆきえ後援会	越智郡上島町岩城4780	令和5年10月25日

○愛媛県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、次のとおり同項第2号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和5年11月10日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
中川 鹿太郎	南予政治経済研究会	令和5年1月1日
森 重 嘉	森しげよし後援会	令和5年10月24日